

怨霊への対処

——早良親王の場合を中心として——

山 田 雄 司

はじめに

鎌倉前期の天台座主慈円が書いた『愚管抄』¹⁾には、怨霊について以下のように記されている。

怨霊ト云ハ、センハタゞ現世ナガラフカク意趣ヲムスビテカタキニトリテ、小家ヨリ天下ニモヲヨビテ、ソノカタキヲホリマロバカサントシテ、讒言ソラ言ヲツクリイダスニテ、世ノミダレ又人ノ損ズル事ハタゞヲナジ事ナリ。顕ニソノムクイヲハタサネバ冥ニナルバカリナリ。

怨霊とは、現実世界において果たせなかった復讐を、冥界において果たすために登場する存在であって、相手を攻撃するだけでなく世の乱れをも引き起こす存在だと考えられていた。怨霊は、異常死により、本来落ち着きべき場所に靈魂が落ち着くことができず、宙を漂ったり、人に憑依したりして、生前に抱いた恨みを果たそうとする存在であり、とりわけ古代・中世社会において恐れられた。

「怨霊」という語の初見は、『日本後紀』²⁾延暦二十四年（八〇五）四月甲辰（五日）条に見える以下の記事である。

怨霊への対処（山田）

令^レ諸国^ニ奉^レ為崇道天皇^一、建^レ小倉^ニ納^レ正税四十束^一、并預^レ国忌及奉幣之例^ト、謝^レ怨靈^ニ也、

早良親王の靈魂の慰撫をするために、諸国に小倉を建てて正税を納めさせ、あわせて国忌と奉幣の例に加えることが命じられた。しかし、「怨靈的」な現象はそれ以前から起きており、それらは「祟」として認識されていた。また、現代社会においてもさまざまな現象を「怨霊」の所為とする考え方は残存しており、言うならば「怨霊」は日本社会の根底に潜む考え方であり、長期にわたって大きな影響を与えてきた思想なのである。

本稿では、「怨霊」として確立された早良親王の怨霊への対処を中心に、怨霊にはいかなる対応がなされて鎮撫が図られたのか見ていきたい。

一、儒教的対応

早良は光仁天皇の皇子で、天応元年（七八一）に兄の山部親王が即位（桓武天皇）すると皇太子となった。しかし、延暦四年（七八五）九月二十二日に起こった藤原種継暗殺事件に関与したとして厩太子とされ、乙訓寺に幽閉された後、朝廷から飲食を停止されるもの十余日耐え、淡路へ船で移送される途中の十月十七日に高瀬橋頭で亡くなるとされる。亡骸はそのまま淡路に運ばれて埋葬された。埋葬された当初は、「犯罪者」としての墓が作られたものと推測される。

その後しばらくは記録に災異などの記事は見られないが、延暦九年になると災異が頻発し、それへの対応が記されてくる。しかし、この段階ではまだ災異の原因が怨霊であると認識されているわけではなく、災異に対する一般的対応としての対処がなされた。延暦九年（七九〇）三月十四日には、伯耆・紀伊・淡路・参河・飛騨・美作等の六国が

飢えたため、賑給がなされた。二十九日にも参河・美作の二国が飢えたため、賑給がなされた。閏三月十日には、桓武天皇皇后藤原乙牟漏不予のため、二百人を出家させ、さらには左右京・五畿内の高年・鰥寡・孤独・疹疾の自存できない人々に賑恤が施されたが、皇后はそのかなくなりこの日亡くなった。十六日の桓武天皇による詔には、以下のよう⁵⁾に記されている。

朕以寡徳、臨馭寰区、国哀相尋、災變未息、輒禍為福、徳政居先。思布仁恩、用致安穩。宜可大赦天下。自延暦九年閏三月十六日昧爽以前大辟已下、罪無輕重、已發露・未發露、已結正・未結定、繫囚・見徒、私鑄錢、八虐、強窃二盜、常赦所不免、咸皆赦除。其延暦三年以往、天下百姓所負正稅未納言上、及調庸未進者、咸免除之。縱未言上、無由徵納者、亦免之。神寺之稻、宜准此例焉。

桓武天皇は災變が相次ぐことに對し、自らの寡徳を懺悔して恩赦を施すという徳政によって禍を転じて福としようとした。そのために、常赦では免れない私鑄錢・八虐・強窃二盜についてもみなことごとく赦免することにした。さらには、正稅未納および調庸未進を許し、社寺が封戸の民に對して行う出挙の未納についても免除した。災異などに應えて恩赦を行うことは、中国の恩赦のあり方を導入した律令國家においてしばしば行われている⁶⁾。これは儒教的徳治主義に基づく行為で、天皇に徳があつて仁政が行われていることを示すことにより、天帝が感應して災變を終息させると考えられていたことによる。

さらに四月には和泉・参河をはじめとした十五国で飢饉が広がったので、賑給が行われた。そして八月にも大宰府管内で飢民が八万八千余人に達し、賑恤が加えられた。その間、七月二十一日には、桓武天皇夫人坂上又子が亡くなった。延暦十四年五月五日には諸国での旱疫のため、節宴が中止となり、豊後・日向・大隅・紀伊国で飢饉が広まり、

賑給が施された。また、延暦二十三年末に桓武天皇が不予となった際には、平城の七佛寺に遣使されて誦経が行われるとともに、平城京の飢乏の道俗に賑恤が行われ、十二月二十六日には恩赦がなされた。

これらの高齢者や病人、貧窮者などに対して国家が食料や衣料を支給する賑給という行為は、即位・改元・祥瑞などの国家の大事・慶事に際して行われる場合と、疫病・災害・飢饉などの凶事の際に行われる場合があり、八世紀段階では両者とも儒教的色彩の強いもので、天皇による仁政の一つと考えられていた。

以上のことからわかるように、延暦九年から始まる桓武天皇周辺の人物の病氣や死、旱魃・飢饉・疫病などに対して、恩赦や賑給などの儒教的徳治主義に基づく対応をとることに、被害が終息するのを期待した。しかし、こうした対応は災害の原因が何であろうと行われうる対応方法であり、原因が怨霊でなくても実行されうる手法で、実際そうした際に行われている。またこの方法は、怨霊自体を鎮めようとするものではなく、怨霊によって生じた被害を終息させようとするもので、言うならば「対症療法的対応」とも言える対応であることから、根本的な解決には至らないとも言える。

二、神社での祈禱

儒教的対応と並んで、神社への祈禱により災異を鎮めようとするも行われた。延暦九年五月は炎旱が続いたため、二十九日には畿内の名神に幣帛を奉り、嘉澍（よきあめ）を祈ることが行われた。また、延暦十年も日照りが続いたため、六月二十六日には黒馬を丹生川上神に奉ったほか、七月一日には畿内の名神に幣帛を奉った。

そして八月三日夜に伊勢神宮に盗賊が入り、正殿・財殿・御門三間・瑞垣一重が焼失するという事件が起こった。

そのため十四日には奉幣使として神祇伯大中臣諸魚・神祇少副忌部人上らとともに春宮大夫紀古佐美が遣わされることから、伊勢神宮の焼亡は早良親王にかわって皇太子となった安殿親王の病と関係づけられていたことが推測される。奉幣の甲斐あってか、安殿親王の病気はよくなり、十月二十七日に自ら神宮に赴いて病気の平癒を報告した。神宮はその後延暦十一年三月二十三日に造替が行われて修理された。そして六月五日には安殿親王の病により畿内の名神に奉幣が行われた。

『続日本紀』は延暦十年で記述を終えるが、引き続き『日本後紀』に災異の記事が記される。延暦十一年五月六日は、度重なる旱災によって馬射が停止された。そして六月五日には安殿親王の病により畿内の名神に奉幣が行われ、十日には安殿親王の病が早良親王の祟りのためというところの間の結果が出る。

以上の神社における祈禱というあり方は、炎旱や天皇・皇太子らの病気の時の一般的対応である。それではその原因が早良親王の祟りとされて以降の対応はどのようなものであろうか。

延暦十五年八月七日には淫雨が晴れないために畿内の諸神に奉幣し、延暦十七年七月二十五日や十九年八月十四日などには丹生社に奉幣して晴れることを祈ったりしているが、これらは怨霊と直接関係しているわけではない。神社に対して奉幣を行うのは、怨霊によって現出された炎旱や病気平癒のため、すなわち対症療法的対応であり、祈禱により怨霊を調伏することが期待されていたわけではない。

次に、怨霊が発現した際の陰陽道の対応についてみてみたい。早良親王の怨霊と関係して陰陽師が登場するのは、『類聚国史』³⁾山陵の延暦十九年(八〇〇)七月己未(二十三日)条の記事である。

詔曰、朕有所思、宜故皇太子早良親王追称崇道天皇、故廢皇后井上内親王追復称皇后、其墓並称山陵上、

令_レ從五位上守近衛少將兼春宮亮丹波守大伴宿禰是成、率_二陰陽師・衆僧_一、鎮_レ謝在_二淡路國_一崇道天皇山陵上、桓武天皇は故皇太子早良親王を崇道天皇と追称、故廢皇后井上内親王を追復して皇后、墓を両者とも「山陵」とするのとともに、近衛少將兼春宮亮丹波守大伴是成に陰陽師・衆僧を率いさせて崇道天皇の山陵に鎮謝させている。

このとき陰陽師は何をしているのかと言えば、早良親王の「山陵」の地鎮を行ったのであり、怨靈の鎮魂を行ったわけではない。陰陽師の職務については、『職員令』¹⁰に、「占筮相_レ地」と規定されていることから、この場合墓を「山陵」とするのにあたって地所の変更が加えられるため、地相を占断したのであろう。陰陽師は占いにより死者の靈による靈障を占断することはあるが、怨靈の鎮魂を行うことはない。そして、治療は験者が加持・修法を行った。崇徳院怨靈の場合も、『愚昧記』¹¹安元三年（一一七七）五月十七日条に、「遣_二陰陽師_一令_レ鎮_二山陵_一、同遣_二僧侶_一令_レ輒_レ經事」とあるように、陰陽師が登場するのは山陵の地鎮のためだけである。

ところで、安倍晴明撰『占事略決』¹²占病崇法第二十七には、ある人が病氣になった場合、何の祟りなのか占断する手法について記されている。そこでは、病氣の原因として神の祟り、仏の祟りなどとともに、靈鬼の祟りがあげられている。すなわち、悪鬼・客死鬼・縛死鬼・求食鬼・母鬼・廁鬼・溺死鬼・乳死鬼・丈人・兵死鬼・道路鬼・無後鬼の祟りである。晴明は『占事略決』を著すにあたって『五行大義』などを参考にしており、この場合の「鬼」とは靈魂のことをあらわす。しかし、実際は「求食鬼」の占断例しかなく、中国のように、死靈を細かく分類することはせず、「邪氣」「靈氣」などのように漠然としたとらえ方をしている。

また、注意しなければならないのは、陰陽道においては、たとえある人物の病氣の原因を「怨靈」だと占断しても、その鎮撫を行う手法を持ち合わせていない点である。この問題については、陰陽道が現世利益を目的とする宗教で、

死後の世界、来世観をもたなかったことによると解されている。⁽¹⁾ 陰陽道の祭祀では、鬼気祭のように疫鬼を遠ざける祭や、泰山府君祭のように寿命の長久を願う祭はあるが、怨霊自体にはたらきかけて鎮撫する祭はない。神道でも陰陽道でも、死後の世界に関する体系を持っていないので、死者の靈魂である怨霊に対する術を有していなかったと推測される。ただし、民間陰陽師の場合はその限りではなく、験者や歩き巫女などとともに、民衆のさまざまな要求に応じて諸種の靈の鎮撫を行った。

神社で祈禱を行うという対処方法も、原因が怨霊以外の場合でも一般的に行われる対処方法であり、怨霊が原因である災異の場合には根本的解決には至らないと言える。

三、名眷回復と墓の整備

次に、名眷の回復と墓を整備することによって鎮魂していこうとする手法について考察する。『日本紀略』⁽²⁾延暦十一年(七九二)六月庚子(十七日)条には以下の記述がある。

勅去延暦九年、令_下淡路国_宛其親王_{謂_是天武}、守冢一烟_一、兼随近郡司專_中当其事_上、而不_レ存_二警衛_一、致_レ令_レ有_レ祟、自今以後、冢下置_レ障、勿_レ使_二濫穢_一、

桓武天皇は延暦九年の勅により、淡路国に命じて早良親王の守冢を一烟置き、郡司に守衛を専当させたが、管理をしっかりと行わなかったために祟りが起こったので、これより後は冢のまわりからほりを掘り、ケガレが伝染しないように命じる記事である。

『喪葬令』先皇陵条に「凡先皇陵。置_二陵戸_一令_レ守。非_レ陵戸_一令_レ守者。十年一替。兆域内。不_レ得_二葬埋及耕牧樵

怨霊への対処(山田)

採」とあるように、天皇陵には陵戸が置かれて管理されるか、もしくは陵戸でなく公民に管理させる場合は、十年ごとに変わるよう規定している。また、陵墓およびその周辺は「兆域」として一般住民の埋葬や牛馬飼育、木の伐採などを禁じている。これは、そのような汚穢が陵墓に伝染すると、陵墓が祟りを起こすと考えられていたからである。実際、右にあげた早良親王の例では、墓の周辺に陸を作っていなかったため、ケガレが容易に伝染する環境にあった。なぜ陵墓が祟りを起こすのかと言えば、そこには陵霊がとどまっていると考えられているからであった。「職員令」諸陵司条には、「諸陵司。正一人。掌。祭_二陵霊_一。喪葬凶礼。諸陵。及陵戸名籍事」とあり、諸陵司は陵墓にとどまる陵霊を祭るのを職務としていた。祭とは、十二月に行われる荷前奉幣のことであるが、祭祀はそれだけにとどまらず、種々の目的に応じて不定期的に臨時奉幣が行われた。

なお、「陵霊」に関しては、桓武朝になって早良親王をはじめとする怨靈の祟りが天皇・皇太子の病や火災等の形で発現したと認識されたため、祟りの主の「陵墓」を整備し手厚く祀ることでこれを鎮めようとし、「陵墓」と特定「陵霊」すなわち「陵」主の霊との不即不離の関係が常態として確立したとされる。『日本紀略』延暦十一年六月癸巳（十日）条でも、「皇太子久病、卜之、崇道天皇為_レ崇、遣_二諸陵頭調使王等於淡路国_一、奉_二謝_三其靈_一」のように、墓にいる早良親王の霊に対して謝すことが行われているのである。

このように陵墓に幣帛を奉って霊に謝すことは、延暦十八年二月十五日にも、兵部大輔兼中衛少将春宮亮大伴是成と伝燈大法師位泰信等が淡路国に遣わされて、幣帛を奉って霊に謝した例がある。神社には神霊が鎮座しており、そこに幣帛が奉られるのと同様に、陵墓には陵霊が鎮座していると考えられ、幣帛が奉られた。そして読み上げられた宣命は、おそらく陵前で焼かれたのだろう。宣命を焼くことで、その内容が叶うことを期待されたのであった。

そして、先に掲げた延暦十九年七月二十三日の詔で、桓武天皇は故皇太子早良親王を「崇道天皇」と追称し、故廢皇后井上内親王を追復して「皇后」と称し、その墓を両者とも「山陵」と称するように命じた。早良は天皇位についていなかったが、追尊天皇とすることにより名替を獲得し、怨靈が鎮まることを願ったのである。このころには、第四十七代淳仁天皇の父の舍人親王に崇道尽敬皇帝を、第四十九代光仁天皇の父の施基皇子に春日宮御宇天皇を追尊するという先例があったので、早良親王を追尊天皇とすることに対して、それほど躊躇はなかったのではないだろうか。さらに七月二十六日には、淡路国津名郡の戸二畑を分ちて、崇道天皇陵を守らせ、大和国宇智郡の戸一畑に井上皇后陵を守らせた。そして二十八日には少納言称城王等を遣わして、追尊のことを崇道天皇陵に告げ、井上皇后陵には散位葛井王等を遣わして復位のことを告げた。

このように名替を回復したり、追尊したりするあり方は、その後の怨靈の場合にも共通して見られる。崇徳・安德・顕徳（後鳥羽）・順徳天皇の場合は、怨靈となるのを恐れて「徳」のついた諡号が奉られたりするなど、天皇の場合はその称号に非常に注意が払われた。また、臣下の場合には、生前より高い位階が与えられて名替の回復がなされた。そしてさらには、怨靈となった本人だけでなく、その周辺の人物の位階を昇叙させることもあった。延暦二十四年三月二十日には、延暦四年の藤原種継暗殺事件で流された吉備泉・五百枝王・藤原淨岡・藤原雄依・山上船主らの罪を免して京に戻し、さらに翌年桓武天皇が重体に陥ると、三月十七日には右の者たちを本位に戻すことが行われた。早良の甥の五百王が従四位上とされたのをはじめ、関係者の復位がなされている。怨靈が発生した場合、その人物の墓を整備したり、本人および近親者の名替を回復したりすることは有効な対処方法とみなされており、必ず行われていた。

四、仏教的対応

次に、仏教的対応の仕方について見てみる。延暦九年九月三日には、安殿親王の病のため、京下の七寺において誦経が行われた。これは安殿親王の病氣平癒のための誦経である。病氣平癒を願って誦経や写経を行うことは広く見られる。そして、延暦十年四月十八日には、山背国内の諸寺の仏塔で壊れているものが多いので、使いを遣わしてことごとく修理させた。この対応も安殿親王の病のためと思われるが、神社の社殿や寺院の堂舎が破損していると、神や仏の力が弱まり、災異が発生したり天皇周辺の人物に病氣が発生すると考えられていたため、その修造がなされるのであった。

災異の原因がまだ特定されていない段階において、儒教的対応や神社における神祇的対応とともに、誦経や写経などの仏教的対応も行われるが、その原因が怨靈であると特定されると、鎮撫にあたるのはもっぱら仏教である。『扶桑略記』¹⁸⁾延暦十六年（七九七）正月十六日条には興福寺僧善珠の事蹟について下記のように記されている。¹⁹⁾

興福寺善珠任「僧正」、皇太子病惱間、施「般若験」、仍被「抽賞」、去延暦四年十月、皇太子早良親王將「被」廢、時馳「使」諸寺、「令」修「白業」、于「時」諸寺拒而不「納」、後乃到「菅原寺」、爰興福寺沙門善珠含「悲」出迎、灑「淚」礼仏訖之後、遙契遙言、前世殘業、今來成「害」、此生絶「讎」、更勿「結」怨、使者還報「委曲」、親王憂裡為「歎」云、自被「忍辱」之衣、「不」怕「逆鱗」之怒、「其」後親王亡靈屢惱「於」皇太子、「善」珠法師必「請」、乃祈「請」云、親王出「都」之日、厚蒙「遺教」、乞用「少」僧之「言」、勿「致」惱亂之「苦」、即「轉」讀般若、「說」无相之「理」、此言未「行」、其病立除、因「茲」昇進、遂「擇」僧正、「為」人致「忠」、自得「其位」也、

延暦四年十月、早良親王が廢太子とされてしまうときに、諸寺に使いを遣わし、後生のために読経してくれよう頼んだが、みな拒否されてしまい、菅原寺にいた善珠だけが親王の運命を悲しんで礼仏を行い、前世の殘業のために今こうした状況になってしまったが、ここで仇を絶ち、怨を結んではならないと使者に告げた。使者がこのことについて報告すると、早良は聞いて歎び、侮辱・迫害を受けても忍受して恨まないようにし、処罰されることを恐れないことを述べたという。そしてその後、早良の亡霊がしばしば安殿親王を悩ませたとき、善珠が以前早良に説いたことを思い出させ、悩みの苦しみから脱せさせようとして般若経を転読して無相の理を説くと、祟りは静まり、安殿の病氣は治ったという。

延暦十六年五月十三日には、禁中の正殿に雉が集まるという怪異が発生し、十九日に禁中ならびに東宮で金剛般若経の転読が行われた。このとき東宮で転読が行われていることから、この怪異は早良の怨霊と関連して東宮に何か不吉なことが発生する予兆としてとらえられたのだろう。そして五月二十日には、崇道天皇の霊に謝するために僧二人が淡路国に遣わされて転経、悔過が行われた。

ところで、怨霊にはどのような経典が有効だと考えられていたのだろうか。六国史記載の祟り・物の怪について見てみると、大般若経・金剛般若経・法華経・般若心経・金光明最勝王経・仁王経・薬師経の読誦が行われたことが確認できる。²⁰⁾ その中でも最も多いのは大般若経の読誦である。大般若経は「災異を除くため」、「災害を消除し国家を安寧にせんがため」、また「禍を滅し福を致さんがため」に読まれ、「般若の力、不可思議」といわれたその呪術力が、祟りや物の怪に対して法験を發揮したとされる。般若経は多分に呪術的側面を持っているので、怨霊鎮撫に有効だと考えられたのだろう。善珠も般若経を転読して無相の理を説いたことにより、早良の怨霊は静まったとされる。

また、大同五年（八一〇）七月二十七日には、嵯峨天皇不予により、崇道天皇のために百人、伊予親王のために十人、藤原吉子のために二十人の得度を許し、二十九日には崇道天皇のために川原寺において法華経一部の書写をさせている。法華経・金光明経・仁王般若経を長講する際の願文や法会の次第を最澄が弘仁三・四年（八一二・八一三）にまとめた「三部長講会式」は、『長講法華経先分発願文』、『長講法華経後分略願文』、『長講金光明経会式』、『長講仁王般若経会式』からなるが、そのうちの『長講法華経先分発願文』⁽²⁾では、阿闍仏に対して以下のような願文が捧げられた。⁽³⁾

願崇道天王 吉野淡路等 横天皇子靈 親王及夫人 伯伴成子等 一切中天靈 東夷諸將軍 及曹諸將軍 一切横死靈 及以兇奴等 結怨横死者 西戎諸將軍 及曹諸將軍 一切横死靈 及以隼人等 結怨横死者 松浦小武靈 九国横死者 八島惡鬼神 一切鬼龍等 及魘魅魍魎 永離業道患 帰依法華経 衛護日本国 益國利人民 恒修薩埵行 速成無上道

諸靈の鎮撫にあたって崇道天皇の靈が筆頭に置かれ、その他井上内親王・他戸親王・淳仁天皇・伊予親王・藤原吉子らの靈、そして、桓武天皇による蝦夷・隼人征討事業で犠牲になった敵味方の諸將軍で横死した一切の者の靈、及び匈奴・隼人ら横死して怨を抱いた者、藤原広嗣の靈、日本国中の横死者や惡鬼神、一切の鬼・龍や魘魅魍魎を慰撫し、永遠に悪行の患いから離れて法華経に帰依することにより、逆に日本を守って國を益し人民を利用するよう祈願している。

また、最澄の高弟光定による『伝述一心戒文』⁽²⁾は、最澄の主張した大乘戒の独立についての事情や経過および円澄が最澄の正統な後継者であることが著されているが、巻上「承先師命建大乘寺文」中にも「怨靈」に関する記述

がある。

弘仁九年四月二十六日五更、奉_レ資_二国主_一、發_レ願奉_レ資_二一切天神地祇_一、起_レ恨怨_二神祇等_一、令_レ離苦得樂_一、故定_二九院_一、令_レ長_二講金光明_一、拔_レ濟一切国裏百部鬼神等_一、令_レ離苦得樂_一、故定_二九院_一、令_レ長_二講仁王護国般若經_一、奉_レ資_二大日本国開闢以來一切国主、御靈、延曆以前一切皇靈、並平崩怨魂王靈、臣靈、比丘靈、比丘尼靈、優婆塞靈、優婆夷靈、賢靈、聖靈及六道四生受苦一切龍鬼等靈永出_二三界_一、皆悉成仏、故定_二九院_一、令_レ長_二講妙法蓮花經_一、

弘仁九年（八一八）四月二十六日、比叡山に九院を作り、そこで護国三部經の長講を行うことが述べられている。

願文の具体的内容は、一切の天神地祇と恨怨を起こす神祇等が苦を離れて樂を得るために金光明經の長講を、一切の鬼神のために仁王般若經の長講を、日本国開闢以來の一切の国主、御靈、延曆以前の一切の皇靈、平穩に亡くなった王の靈および怨を抱いて亡くなった王の靈、臣下の靈、僧侶たちの靈、賢靈、聖靈および六道四生において苦しんでいる一切の龍・鬼等の靈が、永遠に三界を出て成仏するよう法華經の長講を行ったとされている。法華經・金光明最勝王經・仁王般若經といった護国經は、天下に災異を振りまく怨靈にも有効と考えられていたようで、それらの講説を行うことにより、怨靈は欲界・色界・無色界の輪廻転生する三界から解脱して成仏することができたのである。

善珠以前の段階においては、雑密のもつ呪術性によって怨靈を鎮めようとしていたが、奈良末平安初期のころになると、怨靈は成仏できずに三界を迷っている存在であるため、それを仏教の力で成仏させるといふあり方に変化していく。仏教は死後の世界の体系をもっており、さまざまな經典によって諸靈に対応することができたことから、「怨靈」を創出し、その鎮撫も行うことができたのである。

五、陵寺の建立

以上述べてきたように、怨靈の鎮魂にあたっては、仏教主導でさまざまな儀礼が行われたが、怨靈となった人物の墓の近くに寺を建立したり、あるいは既存の寺院にその墓の管理を行わせることにより怨靈の鎮魂を行うという方策もとられた。

延暦二十三年（八〇四）十二月、桓武天皇は病となったため、翌年正月朔日は廃朝となったが、桓武はこれを早良親王の崇りのためと思ったのだろうか。『日本後紀』延暦二十四年正月甲申（十四日）条には、「奉_レ為_レ崇道天皇_二、建_二寺於淡路国_一」とあり、早良親王のために淡路国に寺を建立させた。また同時に飼っていた鷹・犬を放して殺生である狩を止めたり、戒行に欠けるため寺から追放した破戒僧を本寺に住することを許したり、天下諸国に命じて国内諸寺の塔を修理させたりもしている。桓武はさまざまな対応をとることに、早良の怨靈から逃れようとしていた。淡路に建立されたという寺は具体的に何を指すのかははっきりせず、常隆寺とするのが通説であった。常隆寺は津名郡の常隆寺山頂付近にあり、現在「早良親王御霊」を祀る寺刹である。そしてそこから北東に三_キ離れた仁井地区に、早良親王を埋葬したとする「天王の森」やその前には「早良池」がある。しかし、寺と陵墓の関係からすると、かなり離れていると言える。享保年間に仲野安雄によってまとめられた『重修淡路常盤_草』によれば、崇道天皇山陵は津名郡の「下川井にあり、俗に高嶋と称す、松の生たる円山なり」とし、俗説ではそこを淳仁天皇陵とするものもあるが、それは誤りで、淳仁天皇陵は三原郡であるはずなので、高嶋が崇道天皇陵であるとしている。これをうけて牛山佳幸も、早良親王の旧陵墓が通称「高島の森」に比定しうるので、「高島の森」の南側に遺跡が発見されている妙

暁寺がそれに該当するのではないかと推測しており、そのように考えるのが妥当であろう。

淡路廃帝（淳仁天皇）は藤原仲麻呂の乱をきっかけとして孝謙上皇によって淡路に配流されたが、その淡路墓所は最初は犯罪者としてのものだった。しかし、怨霊が意識されるようになると改葬された。『続日本紀』宝龜三年（七二二）八月丙寅（十八日）条には以下のようにある。

遣從五位下三方王・外從五位下土師宿禰和麻呂及六位已下三人、改葬廢帝於淡路、乃屈當界衆僧六十口、設齋行道、又度當延年少稍有淨行者一人、常廬墓側、令脩功德、

淡路廃帝の墓が改葬され、淡路国の僧六十人を招いて供養をし、年少の淨行者二人を常に墓のそばに住まわせて読經等をさせることになった。この「常廬」は墓のそばにあって「墓寺」と考えられ、宝龜九年（七七八）三月二十三日に淡路親王の墓を山陵とすることになると、「常廬」は「墓寺」から小規模な「陵寺」に転生した。死者の靈魂を追福するために墓の近くに建立された「墓寺」は奈良時代以前から存在したが、天皇陵である「陵墓」にすまう靈魂のための「陵寺」は、早良の場合を先蹤とし、後には怨霊となっていない天皇の場合にも設けられていく。

光仁天皇の妃井上内親王とその息他戸親王は、光仁天皇を呪詛したとして廃后・廃太子となり、大和国宇智郡没官宅に幽閉され、宝龜六年（七七五）四月二十七日両者同時に亡くなるが、以降藤原百川や桓武天皇は怨霊に悩まされた。そのため宝龜八年（七七七）十二月二十八日には墓が改葬されて「御墓」と称するようにし、守家一烟が置かれて管理を手厚くするようにしている。また、九年正月二十日にも改葬し、延暦十九年（八〇〇）には井上を皇后と復称し、その墓を山陵とし、宇智郡の戸一烟に陵を守らせている。そして『日本後紀』延暦二十四年（八〇五）二月（丙午）六日条に以下の記述がある。

令僧一百五十人、於宮中及春宮坊等、誦大般若經、造小倉於靈安寺、納稻卅束、又別収調綿百五十斤、庸綿百五十斤、慰神靈之怨恨也、

井上内親王・他戸親王の「神靈の怨恨を慰めるため」に小倉が靈安寺に造られ、そこに稻三十束が納められ、また別に調綿百五十斤と庸綿百五十斤が収められたという。靈安寺自体が井上と他戸の怨靈を鎮めるための「陵寺」であつたと考えられる。

早良の場合はその後遺骨を都の近くに移し、改めて陵墓を築くこととなつた。それは都から流された人物の靈魂を都近くに呼び戻し、怒っている靈魂を慰めるための行為であつた。大和国添上郡に八嶋陵が築かれ、それに近接して八嶋寺が建立された。『元亨釈書』資治表四桓武天皇の項には、延暦二十五年冬のこととして、「建八嶋寺而置度」とあり、「勅天下、分九州租入別倉運納八嶋寺、毎歲置度者一人、薦崇道天皇也」のように、各国の租を分ちて八嶋寺に送り、得度した者を一人置いて崇道天皇に奉るといふことが行われた。八嶋寺は八嶋陵の陵寺であつた。大和国には八嶋寺料が一万束あり、国家によって寺の経営が保証されるほどに、怨靈が恐れられていたのである。³⁰⁾

おわりに

「怨靈」という言葉は漢訳經典には見られず、中国仏教にはない言葉であり、奈良時代後期に非業の死を遂げた人物の祟りが相次ぐ中、九世紀初頭に仏教者によって作り出された言葉であると考えられる。³¹⁾ 怨靈の鎮撫は仏教主導で行われたが、それは、仏教には死後の世界の体系があり、成仏できずにさまよう靈魂を得道させる方策を有してい

たからである。儒教的対応や神社での祈禱は、对症療法的対応であり、病や災異といった現象を終息に向かわすことは可能かもしれないが、その原因が怨霊にあるときには根本的な解決にはならなかった。怨霊への対処の基本となるのは、怨霊となった人物の墓所での儀礼であり、墓所には靈魂がとどまっていると考えられていたため、その霊に対して、名替回復や奉幣、墓の整備を行うなどして怒りを鎮める方法や、仏教的手法により怒りをなだめて成仏させる方法により怨霊が鎮められた。その際には、怨霊に対峙して強圧的にねじ伏せるというのではなく、あくまで丁寧に慰撫して怒りをなだめることによって怨霊を安んじるといふ手法がとられた。

その後、十世紀中葉になると菅原道真を祭る北野天満宮が創建されるが、北野天満宮の場合も、当初は寺の境内に造られた祠であった。それが、数度による火災を経、承平・天慶の乱以降の神祇重視政策により神社化していき、十二社の一つとなって勅祭も行われるようになったと考えられる。³⁹そしてそれとともに、各所で寺院の境内に建立された怨霊を祀る祠が独立して神社化していったものと推測される。五條市の御霊神社や奈良市の鏡神社などこうした経緯で神社となっていたのだろう。十世紀中葉以降は怨霊を神として神社に祀り鎮魂をはかるといふ手法が生まれるが、そうした神社においても、鎮魂に僧侶が果たす役割は大きい。

以上、本稿においては、怨霊に対してどのような対処がなされたのか、早良親王の場合を中心に考察した。そしてこうした対処のあり方は、早良親王の場合だけでなく、他の怨霊についても共通して行われたのだった。

註

- (1) 岡見正雄・赤松俊秀校注『愚管抄』（日本古典文学大系）（岩波書店、一九六七年）。
- (2) 『日本後紀』は逸文も含めて、黒板伸夫・森田佛編『日本後紀』（集英社、二〇〇三年）を用いた。
- (3) 『怨靈』の成立過程については、近刊の拙稿「怨靈の思想」（佐藤弘夫編『日本思想史講座 第一巻古代』ぺりかん社）を参照していただけたら幸いである。
- (4) 早良親王の怨靈に関しては、大安寺国際仏教文化研究所編『崇道天皇と大安寺』（大安寺、一九八五年）、坪之内徹「早良親王関係史料の整理」（『文化史学』三二、一九七六年）、本郷真紹「光仁・桓武朝の國家と仏教―早良親王と大安寺・東大寺―」（『律令國家仏教の研究』法蔵館、二〇〇五年、初出一九九一年）、小林茂文「早良親王怨靈言説の發明」（『史学』七九―三、二〇一〇年）などに詳しい。
- (5) 『続日本紀』延暦九年閏三月壬午（十六日）条。なお、『続日本紀』は、青木和夫ほか校注『続日本紀』（新日本古典文学大系）（岩波書店）による。
- (6) 古代の恩赦については、佐竹昭「古代王権と恩赦」（雄山閣出版、一九九八年）に詳しい。
- (7) 寺内浩「律令制支配と賑給」（『日本史研究』二四一、一九八二年）。
- (8) 『続日本紀』での記述のほか、『大神宮諸雜事記』に詳しい顛末が記される。
- (9) 『類聚国史』（新訂増補国史大系）（吉川弘文館、一九九九年）。
- (10) 井上光貞等校注『律令』（日本思想大系）（岩波書店、一九九四年）。
- (11) 『平記・大府記・永昌記・愚昧記』（臨川書店、一九八八年）。
- (12) 小坂眞二「安倍晴明撰『占事略決』と陰陽道」（汲古書院、二〇〇四年）。
- (13) この具体的内容については、繁田信一「平安貴族と陰陽師」（吉川弘文館、二〇〇五年）に記されている。
- (14) 山下克明「陰陽道の発見」（日本放送出版協会、二〇一〇年）。
- (15) 『日本紀略』（新訂増補国史大系）（吉川弘文館、二〇〇〇年）。
- (16) 田中聡「陵墓」にみる「天皇」の形成と変質―古代から中世へ―（日本史研究会・京都民科歴史部会編『「陵墓」からみた日本史』（青木書店、一九九五年））。

- (17) 「王朝のタタリ」(小嶋菜温子「かくや姫幻想―皇権と禁忌―」森話社、二〇〇二年、初出一九八六年)では、伊勢の神前と山陵の霊前で共通して天皇の宣命などを焼く儀礼があることを指摘している。
- (18) 『扶桑略記・帝王編年記』(新訂増補国史大系)(吉川弘文館、一九九九年)。
- (19) 善珠に関しては、名畑崇「善珠について」『大谷学報』五二―四、一九七三年)、山口敦史「古代前期・仏典注釈の世界―善珠撰述経疏の言説を中心に―」(古代文学会編「祭儀と言説―生成の「現場」へ―」(森話社、一九九九年)に詳しい。
- (20) 田村圓澄「神宮寺と神前説経と物の怪」(飛鳥仏教史研究)稿書房、一九六九年、初出一九五四年)。
- (21) 「三部長講会式」に関する研究はこれまでさまざま行われてきたが、怨霊との関係で言えば櫻木潤「最澄撰「三部長講会式」にみえる御霊」(『史泉』九六、二〇〇二年)が重要であり、大塚参考にさせていただいた。
- (22) 『大正新脩大藏経』二二六三。
- (23) 櫻木潤「最澄撰「三部長講会式」にみえる御霊」(『史泉』九六、二〇〇二年)。
- (24) 『大正新脩大藏経』二二七九。
- (25) 鎌田茂雄ほか編『大藏経全解説大事典』(雄山閣出版、一九九八年)。
- (26) 「重修淡路常磐草」(臨川書店、一九九八年)。
- (27) 牛山佳幸「早良親王御霊その後―崇道天王社からソウドウ社へ―」(『小さき社』の列島史)平凡社、二〇〇〇年、初出一九八四年)。
- (28) 西山良平「(陵寺)の誕生」(大山喬平教授退官記念会編「日本国家の史的特質 古代・中世」(思文閣出版、一九九七年)。
- (29) 『新訂増補国史大系』。
- (30) 『延喜式』主税上諸国本福条。
- (31) 大正新脩大藏経テキストデータベース (<http://21dzk1.i-tokyo.ac.jp/SAT/>) を用いて検索を行うと、頼賢撰「釋摩訶衍論勘注」以下の日本で撰述された經典の注釈書にしか「怨霊」の語は検出されない。
- (32) 菅原道真が神となり、北野天満宮に祭られていく過程については、拙稿「怨霊から神へ―菅原道真の神格化―」(『日本歴史』七四六、二〇一〇年)を参照していただけたら幸いである。